規 則

卸 売市場法施行細則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布する。

令 和 四年三月十五 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼 玉 県規則第九

卸売市場法施行 細 則 \mathcal{O} 一部を改正する 規則

卸売市場法施行細則 (令和元年埼玉県規則第二十五号) \mathcal{O} _ 部を次 \mathcal{O} ように改正

する。

第五条を第六条とする。

第四条中 様 式第五号」 を 「様式第六号」 に改 め、 同条を第五条とし、 第三条 \mathcal{O}

次 に次の一条を加える。

(軽微な変更の届出)

第 四条 は、 当該変更 法 第十四条にお の日の三十日後までに、 11 て読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届 様式第五号の認定事項の 軽 微な変更に 係 る 出

様式第一 届出書に 号 中 り行わなけ を削 ればならない。 り 同 様式5 (2) \mathcal{O} 表合計 \mathcal{O} 項を削 り、 同様 式 6 \mathcal{O} 記 載

ょ

上 の注意) を次 のよう に改め る。

(記載上の注 / 過

取扱実績、 箔 資産額及び経常損益の欄は、 直近年度の数量 及び (#) 盤 14 記載

 \mathcal{N} $_{\circ}^{\circ}$

 \sim 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行 S 4 5 N 者に H J

取扱品目 及び取扱実績の欄は、 本卸売市場分の品目 数量及び金額を記載す

 \wedge

様式 3第三号中 を削る。

様 式 第四号中 「靊」をご 削 り、 同様式第1 $\bar{\mathcal{O}}$ 2を次の ょ う に 改める。

 \sim 卸売業務の状況

ドン 千田 ※	(A/B)
	前年同期対比
	前年同期合計 (B)
	当期合計 (A)
数 量 金 額	

(記載上の注意)

- 分の合計に 卸壳市場分及 受けた他の卸売市場において卸売業務を行っ ついて作成する び当該他の卸売市場 \sim を含めた全 ての認定 んころ を受けた 者に H 卸売市場 J
- \sim (1 金額の欄は、 $_{\circ}^{\circ}$ 消費税額及び地方消費税額に相当す N 額を \Box Cat 金額 PH 쀤
- 3 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ
- $\widehat{1}$ 野菜及び果実に属する ものにあ J ては、 野菜及 び果実
- 2 及び冷凍水産物 生鮮水産物に 属するものにあ S ては、生鮮水産物(冷凍水産物 R 除个
- $\widehat{\omega}$ 深へ。 肉類に属する 5077 H J 4 J. 牛肉、 豚肉及びその他 (肉類加工 믑믑 4
- $\widehat{\underline{4}}$ 花さに 厩 4 \mathcal{N} Gt. 9 H J 4 Ĭ, 切花 鉢物 秓 楼、 草木 双 Ž N
- <u>5</u> \mathbb{H} 品。 その他の生鮮食料品等に 肉類加工品及びその他 るか選ん 3103 78 U ては、 農産加工品、 水産加

に、それぞれ区分して記載すること。

4 算する。)、 (10 かる 花も (1 0 の数量の単位は、切花にあってはケ R 鉢物に 1束に換算する。) H S では鉢 (1個1鉢とす 、植木にあっ [\mathcal{V} 本はと Š (10 $\overline{}$ 0 4 多 (1個1本とする。) 、枝物にあっ \vdash T ては東 スピ 換

を「難引 卸売市場の名称」 式 を次 第五 \mathcal{O} に改 号 ように改める。 中 め、 「第4条」 同様式 に改め、 3 を (2) O 第 表合計 Ŋ を削 《《 り、 に改め、 \mathcal{O} 項を削り、 同様式3 「申請 (1) O 同 _ 辨 様 式 (注意事項) を削 6 (1) ア り \mathcal{O} 2 中 (記載上の注 严」 <u>_</u> # L

(記載上の注意)

- 記載す 取扱実績、 Ŋ \wedge 純資産額及 び経経 常損益の欄は、 直近年 寅 の数量 ¥ Ğ 金額 14
- N を記載するこ は、取扱品目及び取扱実績の欄は、本卸売市場 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を 分の品 作 っている 数 者に 及び BH 金額 J 4

式第 添付する」 同様式 1号) 式第五号7 F7 7 を「に記載する事項に変更が生 \mathcal{O} 変更が生 \mathcal{O} (記載上 (記載上の注意) じた事項のみを記載し、 \mathcal{O} 注意) 2 中 1 中 「齊更後の」を 「別記様式第 じた場合は、 表題 「地方卸売市場認定申請書」 二账 4 地方卸壳市場認定申 中 誤 変更に を 「様式 ٦ J 舥 Ŋ に、 に改 禁 ₩ 1991

認定事項の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

卸売市場の名称 法人名称 代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

- 1 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、当該変更により地方卸売市場認定申請書(様式第1号)に記載する事項に変更が生じた場合は、地方卸売市場認定申請書(様式第1号)に変更が生じた事項のみを記載し、表題「地方卸売市場認定申請書」に二重線を引いて添付すること。
- 2 地方卸売市場認定申請書(様式第1号)の2(2)、3(2)及び4から7までの 事項の変更のうち、卸売市場法施行規則第26条に定める軽微な変更に該当 するものについては、同規則第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る 必要はなく、毎年度提出する運営状況報告書(様式第6号)にその変更の内 容を記載すれば足りる。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に 伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

前の例によることができる。前に終了した事業年度に係る事業報告書又は運営状況報告書については、なお従立、改正後の様式第四号及び様式第六号の規定にかかわらず、この規則の施行の日の規則は、公布の日から施行する。